

事務連絡
平成26年3月19日

都道府県 }
各 指定都市 } 障害保健福祉主管課 御中
中核市 }

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

第1号職場適応援助者助成金における就労移行支援事業、
就労継続支援事業（A型、B型）の取扱いについて（周知）

障害保健福祉行政の推進については、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第1号職場適応援助者助成金の取扱いについて、平成26年3月14日25高障求障助発第198号「第1号職場適応援助者助成金における就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）の取扱いについて」（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者助成部長通知）が別添のとおり発出されたところです。

各都道府県等におかれましては、当該通知の趣旨・内容を御理解の上、障害福祉サービス事業所において、必要な配置（最低）基準を遵守した適切な運用がされるよう、引き続き御指導いただくとともに、管内市町村及び事業所等への周知徹底をお願いいたします。

【担当】

厚生労働省 障害保健福祉部
障害福祉課 就労支援係 杉淵、宮本
連絡先：03-5253-1111（内線：3044）